力熊本県公報

第 1 1 5 2 7号 平成 19 年 3 月 19 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

告 不				
	規定による施術者の指定(社	会福祉部	果) 1	1
○生活保護法の	規定による施術者の廃止(<i>"</i>) 1	1
〇指定居宅サー	ビス事業所等の指定(訪問介護)(高齢者	支援総当	包) 1	1
〇指定介護予防	サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)(<i>"</i>) 2	2
〇指定介護療養	型医療施設に係る指定の辞退(<i>"</i>) 2	2
〇指定介護老人		<i>"</i>) 2	2
〇指定居宅サー	ビス事業所の指定(<i>"</i>) 2	2
〇指定介護予防	サービス事業所の指定(<i>"</i>) 2	2
〇兼用工作物管		1 川 割	果) 3	3
登 載 依				
	法の規定に基づく料金徴収事務の委託(企業	局経営書	果) 3	3
	施設の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(選挙管			3
0 "		<u>"</u>) 4	1
○個人演説会の	指定施設の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(<i>"</i>) 4	1
	指定施設の名称変更・・・・・・・・・・・・・・・・(<i>"</i>) 4	1
0 "	(<i>"</i>) 4	1
○平成 18 年度第	等1回熊本県景観審議会の開催······(都	市計画調	果) 5	5
〇文化財の指定		育委員会		5

告 示

熊本県告示第 250 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者〕

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個31	大師堂鍼灸整骨	森 千紘	合志市豊岡 2000-679	平成 19 年 2 月 1 日
	院			

熊本県告示第 251 号

生活保護法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 21 号)第 14 条の規定により、施術者から廃止の届出があった。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

[施術者]

1.7-					
指定番号	施術所名称		施術者	施術所所在地	廃止年月日
生熊柔個22	大師堂鍼灸整骨	森	千紘	菊池郡菊陽町津久礼 114 番地 1	平成 19 年 2 月 1 日
	院				

熊本県告示第 252 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
夢見草	株式会社ウエルフェア	平成 19 年 3 月 1 日
宇土市門内町 52 番地		

熊本県告示第 253 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事潮谷義子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
夢見草	株式会社ウエルフェア	平成 19 年 3 月 1 日
宇土市門内町 52 番地		

熊本県告示第 254 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
井上病院	医療法人社団弘翔会	平成 19 年 3 月 1 日
葦北郡芦北町佐敷 280 番地 1		
万江病院	医療法人恵泉会	平成 19 年 3 月 1 日
人吉市二日町 117 番地		

熊本県告示第 255 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
特別養護老人ホーム力合つくし庵	社会福祉法人三顧会	平成 19 年 3 月 1 日
熊本市合志四丁目3番50号		

熊本県告示第 256 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
力合つくし庵	社会福祉法人三顧会	平成 19 年 3 月 1 日
熊本市合志四丁目3番50号		

熊本県告示第 257 号

介護保険法 (平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
力合つくし庵	社会福祉法人三顧会	平成 19 年 3 月 1 日
熊本市合志四丁目 3 番 50 号		

報

公

熊本県告示第 258 号

河川法 (昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。 その関係図書は、熊本県土木部河川課及び八代地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 河川の名称

二級河川氷川水系氷川

2 河川管理施設の名称又は種類

氷川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

八代郡氷川町宮原字壱町田 765 番地 1 地先から八代郡氷川町宮原字壱町田 788 番地 1 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 氷川町 代表者 氷川町長 浜田洋

氷川町島地 642 番地

- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間

平成19年2月27日から道路の存続する日まで

登載依頼

熊本県企業局告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の料金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 受託者

熊本市江津一丁目 21-18-202 熊本県セキュリティ協同組合

代表理事 與田正昭

2 徵収場所

熊本市安政町3番9号

熊本県営有料駐車場料金徴収所

3 委託期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

熊本県選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
水俣市	久木野ふるさとセンター	水俣市久木野 10714-4
水俣市	水俣市東部センター葛彩館	水俣市葛渡 67-1
菊池市	菊池市リバーサイドパーク川べり交流広場	菊池市七城町林原 917 番地 1

熊本県選挙管理委員会告示第 12 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があった。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
高森町	色見生涯学習センター体育館	阿蘇郡高森町大字色見 1136 番地
高森町	上色見生涯学習センター体育館	阿蘇郡高森町大字色見 1388 番地
高森町	草部生涯学習センター体育館	阿蘇郡高森町大字芹口 1533 番地
高森町	草部南部生涯学習センター	阿蘇郡高森町大字草部 2283 番地

熊本県選挙管理委員会告示第 13 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があった。 平成 19 年 3 月 19 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
八代市	横手会館集会場	八代市大手町二丁目 14番 10号
菊池市	泗水町農村環境改善センター	菊池市泗水町福本 242 番地 1

熊本県選挙管理委員会告示第 14 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の名称が変更になった旨の報告があった。 平成19年3月19日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称		所 在 地	
	変更前	変更後		
菊池市	菊池勤労者体育セン	菊池市菊池体育セン	菊池市隈府 1272 番地 2	
	ター	ター		
菊池市	農村勤労福祉センタ	菊池市立七城体育館	菊池市七城町鴨川1番地1	
	一体育館			
菊池市	旭志村民体育館	菊池市立旭志体育館	菊池市旭志小原 189 番地	
菊池市	旭志村多目的研修セ	菊池市旭志多目的研	菊池市旭志小原 241 番地	
	ンター大研修室	修センター大研修室		
菊池市	町営第一体育館	菊池市立泗水体育館	菊池市泗水町福本 242 番地 1	
菊池市	町営第二体育館	菊池市立泗水第2体	菊池市泗水町永 2618 番地	
		育館		

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

一公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の名称が変更になった旨の報告があった。 平成 19 年 3 月 19 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

市町村名	施 設 の 名 称		所 在 地
	変更前	変更後	所 在 地
高森町	河原老人憩いの家集	河原総合センター	阿蘇郡高森町大字河原 1138 番地
	会所		

熊本県景観審議会公告第1号

熊本県景観審議会の会議を次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。 平成 19 年 3 月 19 日

熊本県景観審議会

開催日時 1

平成 19 年 3 月 23 日 (金)

午前 10 時 00 分から

開催場所

熊本市水前寺六丁目 18番1号 熊本県庁 本館 5 階 審議会室

3

景観法第8条に規定する景観計画(案)及び改正景観条例(案)について

傍聴者の定員 4

10人

傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、 (1)事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県景観審議会事務局(熊本県土木部都市計画課景観整備室景観班) (電話 096-333-2524)

熊本県教育委員会告示第2号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、次 の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

平成 19 年 3 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古][[紀美子

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財	磁州窯系鉄絵壺	1点	熊本市渡鹿三丁目 15 番 12 号 熊本	熊本県
(考古資料)			県文化財資料室	熊本県熊本市水
				前寺六丁目 18
				番1号
重要文化財	曽畑遺跡出土植物質	24 点	熊本市渡鹿三丁目 15 番 12 号 熊本	熊本県
(考古資料)	資料		県文化財資料室	熊本県熊本市水
				前寺六丁目 18
				番1号